

# 高知県過疎地域持続的発展方針（後期R8-12年度）概要

## 県方針の位置づけ

### 過疎対策事業債の発行など

- 過疎地域が実施する施策に対し、国から支援措置を受けるための市町村計画の策定指針となるもの。
- 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の第7条により県は方針を定めるよう位置づけられている。

## 方針の期間

令和8年4月1日～令和13年3月31日（後期5年間）

※過疎法：10年間（令和3年4月1日～13年3月31日）

## 県方針（後期）の策定のポイント

- 法改正や過疎地域の追加等に伴うものではなく、令和7年度末で前期方針の期間が終了することをうけ、後期方針を策定するもの
- 市町村が、地域のニーズや課題に応じて過疎対策に柔軟かつ広範囲で取り組むことができるよう様々な取り組みを網羅し包括的に記載。
- 「高知県中山間地域再興ビジョン」、「高知県元気な未来創造戦略」をはじめとする県の基幹となる計画等との整合性を図る。

	【主な変更1】期間	【主な変更2】方針と計画	【主な変更3】中山間地域再興ビジョン
前期	令和3～7年度	方針と計画を別々に策定	—
後期	令和8～12年度	方針の別紙として計画を位置付けることで一体的に策定	ビジョンの考え方、主要APの取組を追加

## 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抜粋）

### （過疎地域持続的発展方針）

**第七条** 都道府県は、当該都道府県における過疎地域の持続的発展を図るために、過疎地域持続的発展方針を定めることができる。

### 2 持続的発展方針は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- 過疎地域の持続的発展に関する基本的な事項
  - 過疎地域の持続的発展のために実施すべき施策に関する事項として次に掲げるもの
- イ 過疎地域における移住及び定住並びに地域間交流の促進並びに人材の育成に関する事項
  - ロ 過疎地域における農林水産業、商工業、情報通信産業その他の産業の振興及び観光の開発に関する事項
  - ハ 過疎地域における情報化に関する事項
  - ニ 過疎地域とその他の地域及び過疎地域内を連絡する交通施設の整備及び住民の日常的な移動のための交通手段の確保に関する事項
  - ホ 過疎地域における生活環境の整備に関する事項
  - ヘ 過疎地域における子育て環境の確保並びに高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する事項
  - ト 過疎地域における医療の確保に関する事項
  - チ 過疎地域における教育の振興に関する事項
  - リ 過疎地域における集落の整備に関する事項
  - ヌ 過疎地域における地域文化の振興等に関する事項
  - ル 過疎地域における再生可能エネルギーの利用の推進に関する事項

## 高知県過疎地域持続的発展方針

